

# 一般財形預金

2024年4月1日現在

商品名 (愛称)	財産形成期日指定定期預金 一般財形預金
-------------	------------------------

1. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"><li>個人のお客さまのみ（1人で複数契約ができません）</li><li>財形預金契約先企業勤務の勤労者</li></ul>
2. 期間	<ul style="list-style-type: none"><li>積立期間3年以上</li></ul>
3. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"><li>給与または賞与からの天引き預入</li><li>1回500円以上</li><li>1円単位</li></ul>
4. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"><li>払出しの目的は自由</li><li>1年（据置期間満了日）経過すれば一部払出しがができます</li></ul>
5. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"><li>固定金利</li><li>預入毎に預入時（継続時）の一般財形預金の店頭表示の利率を約定利率として適用します。</li><li>満期日以後に一括して支払います</li><li>ただし、一部階級時は払出金額に応じた利息を支払います</li><li>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算</li></ul>
6. 税金	<ul style="list-style-type: none"><li>分離課税20%（国税15%、地方税5%）となります</li></ul> ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が加算課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
7. 手数料	_____
8. 付加できる特約事項	_____
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>満期日前に解約する場合は、預入金額毎に預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率により1年毎に複利計算した期日前解約利息とともに支払います。</li><li>①6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率</li><li>②6ヶ月以上1年未満 一般財形預金利率×40%</li><li>③1年以上2年未満 1年以上2年未満の期日指定定期預金利率</li><li>④2年以上3年未満 一般財形預金利率</li></ul>
10. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"><li>金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい</li></ul>
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"><li>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（9時～17時、電話：0120-15-2489）にお申し出ください。</li><li>紛争解決措置 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</li></ul> なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争

	<p>の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します</li> <li>・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護されます（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます）</li> </ul>

## 日新信用金庫